

空き家の解体費用を支援します

申請前に必ず事前申込が必要です

補助額上限額

- 特定空き家・不良住宅 **100万円**
- 老朽危険空き家 **50万円**

補助率

2分の1



補助要件

- 01.** 申請者とその世帯員全員に市税の滞納がないこと
- 02.** 建物の所有者であること。所有者が亡くなっている場合は、その相続人
- 03.** 所得が200万円以下であること。世帯員が1人増えるごとに50万円を加算
- 04.** 所有権等が共有(相続人含む)の場合、全員の同意があること
- 05.** 所有権以外の権利が設定されている場合、権利者全員の同意があること

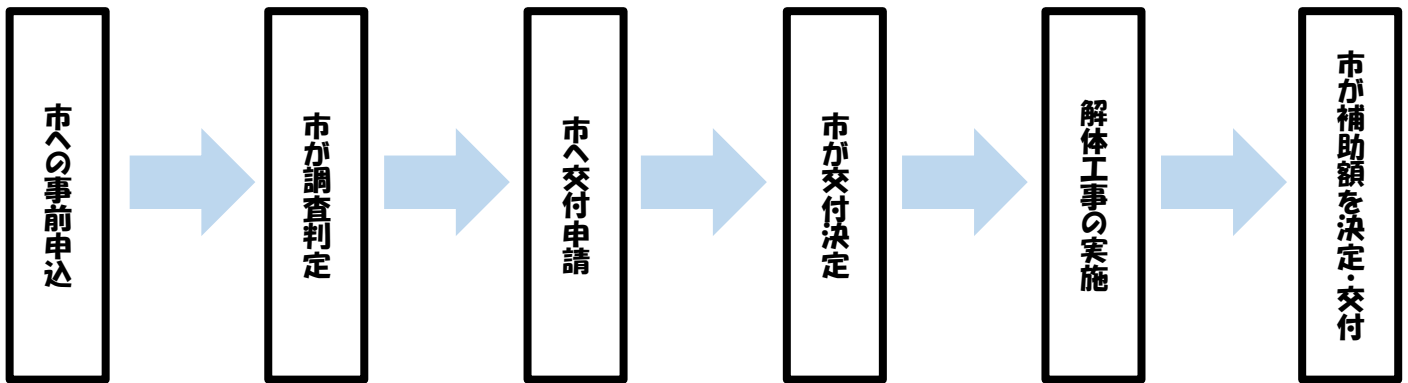
対象工事

- 01.** 居宅として使用していた空き家
- 02.** 01と一緒に行う同一敷地内にある車庫、小屋等

[問合わせ先]胎内市役所 市民生活課 生活環境係

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号(受付時間) 8:30~17:15 月~金(祝日除く)

交付手続の流れ



交付申請に必要な書類

01. 補助金等交付申請書
02. 登記事項証明書 ※未登記の場合は固定資産名寄帳
03. 工事見積書(2社以上)
04. 住民票(世帯用)
05. 本人及び世帯員の前年の所得が分かる書類 他

実績報告に必要な書類

01. 補助事業等実績報告書
02. 解体業者からの請求書・領収書の写し
03. 写真(解体前・中・後)

補助金請求に必要な書

01. 補助金等(交付・概算払)請求書
02. 補助金を振り込む口座が確認できる書類(通帳のコピー等)